

## 災害時における被災者等からの相談実施に関する協定書

新座市（以下「要請者」という。）と埼玉司法書士会（以下「協力者」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新座市内で地震、台風、暴風、大雨、洪水その他の自然災害又は緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合において、被災者等からの相談（以下「被災者等相談」という。）の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 要請者は、災害等が発生した場合において、協力者に対して協力を要請するものとする。

2 協力者は、要請者から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けたときは、被災者等相談を実施する司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成し、要請者に報告するものとする。

3 協力者は、派遣実施計画に基づき、要請者が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 相談員は、協力者及び協力者の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

(1)相続に関する相談

(2)不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

(3)不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

(4)成年後見人制度に関する相談

(5)その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請手続）

第4条 要請者が要請を行うときは、協力者に業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等によることができる。

（災害時の態勢整備等）

第5条 協力者は、災害時における要請者の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 協力者は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 協力者は、要請者から要請を受けた場合において、協力者のみで対応できないときは、協力者の関係団体による支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、協力者が負担するものとする。ただし、要請者から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 協力者及び相談員は、被災者等相談を無償で実施するものとする。

(情報交換及び協議)

第8条 要請者及び協力者は、被災者等相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供をするとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 協力者が被災者等相談を行う場合において、他機関と連携する必要があるときは、協力者は、要請者に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに要請者又は協力者から申出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとする。2年目以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、要請者と協力者が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者と協力者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月24日

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

要請者 新座市

新座市長 須田健治

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

協力者 埼玉司法書士会

会長 山崎秀美